

## 「安曇野市景観条例」改正（素案）の概要

### 1 変更の主旨

景観計画の改定に合わせて、条例制定から間の制度運用上の課題等を精査し、条例の目的を達成及びより円滑・適正な制度運用のために必要と判断したため、以下の内容について変更します。

### 2 改正の概要

#### （1）景観づくり重点地区の導入 →第8条第2項～第6項参照

【理由】景観計画の見直しで、「景観づくり推進地区」を「景観づくり重点地区」に改められたことに伴う変更で、重点地区を定めた場合には、エリアごとに定められている景観づくりの基本基準の置き換え又は既存の基準への追加をできるようにすることで、地区単位のきめ細かな景観づくりに、より柔軟に対応できるようにするため。

#### （2）市民等による景観づくり重点地区提案制度の導入 →第9条第5項参照

【理由】景観づくり住民協定を景観づくり重点地区に指定して、当該協定のルールを景観法に基づく届出手続きでチェックすることが可能な景観づくり基本基準として担保できるようにすることも念頭に、住民等の意向に基づき、重点地区の指定等を市長に求められるようにするため。

#### （3）標識の設置対象エリアの限定化 →第12条第6項・第7項参照

**標識設置の義務を景観づくり重点地区のみに限定化したうえで、設置後、完了届の提出を義務づける。**

【理由】一定規模以上の開発事業については、別途、土地利用条例に基づく標識設置の義務があることや、景観条例において標識設置がもたらす効果・効用と事業者の負担のバランスを鑑み、全エリア・全物件に標識設置を義務付ける必要性は低いと考えられるため。また、完了届の提出については、当該設置義務の確実な履行と確認を行うため。

**(4) 事前協議制度の導入** →第 21 条各項参照

一定規模以上の行為を対象に、届出よりも前（事業計画が固まる前）の段階で、市との事業協議を義務づける。

**<対象規模>**

- ・高さ：20m超
- ・建築面積：1,000 m<sup>2</sup>超
- ・敷地面積：5,000 m<sup>2</sup>超\*

※建築物の建築及び工作物の建設の用に供する開発で宅地分譲を除く。

【理由】景観への影響が大きい一定規模以上の行為（大規模行為）については、土地利用条例に基づく開発事業の案の提出（特定開発事業にあつては特定開発事業の素案の提出）の 60 日前までに市との協議を行うことで、行政が事業者に対し、良好な景観づくりの観点から必要な配慮事項や地域が大事にしている景観に関する留意事項等を伝え、より適切な行為内容にしてもらうため。

また、周囲の景観との調和や魅力向上に資する形態的な工夫等を事業者とともに見出す機会をつくり、質の高い建築や開発の誘導を図ることにより、当該事業者が企業であれば企業ブランドの向上等につなげるとともに、安曇野市としての価値向上にもつなげ、官民連携して田園産業都市の実現に資する景観づくりを推進していくため。

**(5) 景観重要眺望点の導入** →第 28 条各項参照

【理由】景観計画への「景観重点眺望点」の位置づけに伴う追加で、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等と同様に、景観重要眺望点の指定による効力や指定等の手続きを明示するため。